

高速発第 3 3 3 号
昭和 5 0 年 1 1 月 5 日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

改正 昭和 5 7 年 1 0 月 1 7 日 務 発 5 6 3 号
昭和 6 0 年 6 月 2 4 日 高速発 3 9 6 号
昭和 6 1 年 3 月 2 8 日 高速発 1 1 9 号
平成 2 年 1 2 月 2 7 日 高速発 5 2 4 号
平成 1 3 年 8 月 1 日 高速第 3 0 7 号
平成 2 0 年 3 月 1 2 日 高速第 1 1 6 号

岐阜県警察高速道路交通警察隊の運用に関する訓令の制定について

このたび岐阜県高速道路交通警察隊の運用に関する訓令（昭和 5 0 年岐阜県警察訓令第 1 5 号）を制定し、昭和 5 0 年 1 1 月 4 日から施行することとしたが、この訓令の制定の趣旨、運用上の留意すべき事項は次のとおりであるから誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

岐阜県警察本部交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運用等については、広域機動警察隊西濃方面隊との兼務体制をとっていた関係から従来岐阜県広域機動警察隊（以下「広機隊」という。）の運用に関する訓令（昭和 4 9 年 4 月 1 日岐阜県警察訓令第 1 5 号）を準用してきたところであるが、県内高速道路の順次延長に伴う担当区域の拡大と業務の専門性、特殊性等を考慮し昭和 4 9 年 1 1 月 2 8 日付けをもって広域機動警察隊西濃方面隊から分離し独立所属の専務隊として発足させた。高速道路内における発生事案は高速隊による自隊処理を原則とするが、事案の内容によっては管轄警察署への引継ぎ、大規模事案に対する相互援助等を必要とするので、これらについての基本的事項を明確にし、総合的かつ効率的な運用を図るため本訓令を制定したものである。

第 2 解釈及び運用上の留意事項

1 第 2 条（隊の内部組織の位置、担当区域等）関係

- (1) 高速隊の隊本部及び分駐隊の位置、担当区域等を定め、責任を明確にした。
- (2) 警察法第 6 6 条第 2 項に基づく職権行使区域については、隣接県公安委員会及び隣接県警察との間に締結した職権行使協定に基づき、担当区域を定め、かつ、一定の交通法令違反事件の処理を行うこととした。
- (3) 岐阜県警察が管轄する高速自動車国道及び指定自動車専用道路における交通管制を行うため、隊本部に羽島高速道路交通管制室を設置することとした。

2 第 3 条（分駐所の設置）関係

分駐隊を設置しないインターチェンジ及び恵那山トンネル西口には警ら、検問等の活動拠点として分駐所を設置することとした。

3 第 4 条（連絡協調）関係

- (1) 中部管区警察局（高速道路管理官）を始め、隣接県警高速隊、関係機関等との連絡協調を任務遂行の根幹とする高速隊の特殊性から、これらの緊密な連携の保持と

相互協調により、円滑かつ迅速的確な事案処理等の実効を期することとした。

(2) 関係所属長との緊密な連絡協調により、警察諸活動が、総合的かつ効率的に行われるよう配慮することとした。

4 削除

5 第6条（高速隊用無線自動車の表示）関係

高速隊用無線自動車の表示は、昭和39年、名神高速道路沿線6府県警の申合わせにより統一しているため、これを明文化した。

6 第7条（勤務制）関係

隊長の指定する日勤制通常勤務員とは、身体の故障等により、隊長が日勤勤務につかせることを必要と認めた者等をいう。

7 削除

8 第10条（勤務計画）関係

月間勤務計画を策定するに当たっては、事故事件の発生状況や、県本部の各種計画その他の行事等を勘案した重点事項及び具体的留意事項を明示して策定することとした。

9 第11条（交代時の指示）関係

隊幹部は隊員の毎交代時に当日の活動重点を具体的に指示し効率的な運用を図ることとした。

10 第14条（交通事故、事件等の取扱い）関係

(1) 高速隊において取り扱う交通関係事件処理の基本を定めたものである。

(2) 交通関係事件の送致（付）は、名神高速道路においては隊本部を、中央自動車道においては多治見分駐隊を、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道においては各務原分駐隊を、東海環状自動車道においては多治見分駐隊又は各務原分駐隊を管轄する検察庁又は家庭裁判所に対して行うこととした。

11 第15条（刑事事件の取扱い）関係

高速隊の取り扱う刑事事件について、必要な初動措置を行った後、速やかに発生又は検挙の場所を管轄する警察署長に引き継ぐこととした。ただし、県外活動区域内で取り扱った刑事事件については、原則として当該区域を管轄する高速隊長に引き継ぐこととした。細部の事項については、高速道路交通警察隊事案処理要領（以下「事案処理要領」という。）に定めるところによることとした。

12 第16条（その他事案の取扱い）関係

「前2条以外の警察対象事案」とは、負傷者、病人、家出人等で、応急の救護を要する者の保護、犯罪者の置去り品の措置、遺失物、拾得物の届出の受理等のことである。これらの事案については、応急措置、初動捜査等を行った後、管轄警察署又は隣接県警高速隊に引き継ぐこととした。

細部の事項については、前項に定めた事案処理要領に定めるところによることとした。

13 第17条（被疑者を逮捕した場合の措置）関係

警察署長に依頼する被疑者の留置には、被疑者写真、被疑者指紋の採取等の措置を含むものとする。

14 第18条（援助要請）関係

隊長は、連続又は多発する交通事故の処理、雪氷対策等の交通規制その他の事案処理について、特に必要があるときは、主管課長、関係警察署長等に対して、援助要請ができることとした。

「特に必要があると認めるとき」とは、事案処理に際し、多数の警察官を必要とするなど高速隊のみで対処できないときをいう。

15 第19条(教養訓練)関係

新任隊員に対する教養訓練は、別に定める新任隊員訓練要領に基づき、高速道路上における交通事故事件処理、交通規制、交通の指導取締り、車両の運転等に関し、特に受傷事故防止を重点とした適正な職務執行に必要な教養訓練を行うこととした。

〔昭57務発563号昭60高速発396号昭61高速発119号平2高速発119号平2高速発524号平13高速307号平20年高速116号・本項一部改正〕

岐阜県警察高速道路交通警察隊事案処理要領

事案の種別	処 理 要 領	県外警ら中の取扱い	作成書類等
1 遺失届の取扱い	1 担当区域のいかににかかわらず受理する。 2 遺失届は分駐隊の所在地を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という。)に引き継ぐ。 3 遺失物件が貴重又は特異なものであるときは、管轄警察署に速報し、指示を受けて措置する。 4 受理するいとまのないときは、その理由を説明し、必要により届出書の用紙を交付して届出先を教示する。 5 中部管区警察局一宮高速道路管理室(以下「高速道路管理室」という。)に通報する。	1 原則として、関係高速隊に連絡し措置を引き継ぐ。 2 高速道路管理室に連絡する。	遺失届書
2 拾得物の取扱い	1 担当区域のいかににかかわらず受理する。 2 内容を点検し、拾得物預り書を拾得者に交付する。 3 物件は拾得物処理票とともに、分駐隊所在地を管轄する警察署に引き継ぐ。 4 警察署に引き継ぐ前に遺失者が判明し、便宜処分を要する場合は、簡易なものを除き、隊長に報告し指示を受けて処理する。 5 運搬が困難な物件、毀損又は滅失のおそれのあるもの等については、隊長に報告し、指示を受けて処理する。 6 受理するいとまのないときは、その理由を説明し、届出先を教示する。 7 高速道路管理室に通報する。	同上	拾得物受理票 拾得物預り書 拾得物処理票 (注)拾得物預り書の交付は、引継ぎを行う警察署長代理とし行うこと。
3 犯罪者の置去り	隊長に報告し指示を受けて処理する。	同上	同上

品と認められる物の取扱い			
4 不審者又は不審車両の発見	<p>1 不審者の発見の場合</p> <p>(1) 職務質問を行い、所持品の提示を求め、内容を点検する。</p> <p>(2) 次の事項の照会を実施する。</p> <p>ア 指名手配、指名通報の有無</p> <p>イ 指名照会(身元、犯歴の確認)</p> <p>ウ 盗品等と認められる物について、被害者の有無</p> <p>エ 氏名又は異名による原紙の記載事項</p> <p>オ 身体の特徴による該当者の有無</p> <p>カ 状況により、身元所持品につき、居住地、勤務地への電話照会</p> <p>(3) 前記(1)及び(2)の職務質問等の結果、容疑のある者は、職務質問地を管轄する警察署に引き継ぐ。</p> <p>2 不審車両の発見の場合</p> <p>(1) 自動車検問を実施するに当たっては、特に次の点に着目し、不審点の究明に努める。</p> <p>ア エンジンキーに対する点検</p> <p>イ 運転免許証、自動車検査証、ナンバープレート等の点検確認</p> <p>ウ 車内、トランク等の点検</p> <p>(2) 自動車検問に伴う照会については、不審者の職務質問の場合における照会事項を準用する。</p>		
5 被害者の取扱い	<p>被害地又は届出地を管轄する警察署に速報し、必要により次の措置をとる。</p> <p>(1) 口頭によるものは、所定の被害届に記入を求め、又は代筆する。</p> <p>(2) 被害地又は届出地を管轄する警察署に引き継ぐ。</p> <p>(3) 受理するいとまのないときは、その理由を説明し、届出先を教示する。</p>	関係高速隊に連絡する。	被害届
6 現場臨場と初動措置	<p>1 現場臨場を必要とする事件の認知又は届出のあったときは、隊長に報告するとともに、速やかに臨場して次の措置を行う。</p> <p>(1) 現場保存</p>	<p>1 同上</p> <p>2 緊急配備の必要があるときは、高速道路管理室に連絡する。</p>	<p>捜査報告書</p> <p>任意提出書</p> <p>領置調書</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 目撃者等参考人の発見確保 (3) 遺留物件等証拠物と思われるものの発見領置 (4) 犯罪が発生して問がないときは犯人逮捕のため付近の検索 (5) 前記各措置をとった後、管轄警察署に引き継ぐ。 <p>2 緊急配備の必要があるときは、通信指令室及び高速道路管理室に報告する。</p>		
7 告訴、告発、自首の取扱い	<p>1 県内事件 高速隊において処理する事件は隊長の指揮を受けて措置し、管轄警察署に引き継ぐ事件については隊長に指揮を受けて当該警察署に引き継ぐ。</p> <p>2 県外事件 隊長に報告し指揮を受けて措置する。</p>	隊長の指揮を受けて措置する。	必要により自首調書等
8 急訴事件の処理	<p>1 次により事件の概要を聴取する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 届出時刻 (2) 届出者の住所、職業、氏名、年齢、事件との関係 (3) 届出内容（六何の原則） <p>2 通信指令室及び高速道路管理室に次の事項を速報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事件の概要 (2) 手配を要する事項 <p>3 現場に急行して次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 負傷者の救護（現状を破壊しないようにする。） (2) 現場保存（交通規制、立入禁止、遮断線の設置、遺留品等の保存） (3) 目撃者等参考人の発見確保 <p>4 交通関係事件を除き管轄警察署員の現場到着により事件を引き継ぐ。</p> <p>5 引継ぎ後の捜査活動は、隊長の指示を受けて行う。</p>	<p>1 県内の場合に準じて措置する。</p> <p>2 追尾、検索については、隊長の指示を受ける。</p>	必要により 捜査報告書 任意提出書 領置調書 逮捕手続書 搜索差押調書 押収品目録 交付書
9 変死体発見の届出を受ける場合の取扱い	<p>1 担当区域のいかにかわらず受理する。</p> <p>2 届出人の住所、氏名を確認する。</p> <p>3 発見の状況等を聴取する。</p> <p>4 隊長に次の事項を速報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 届出年月日時 (2) 発見の年月日時 (3) 住所、職業、氏名、年齢 (4) 発見時の状況（届出の要旨、場 	事件発生地を管轄する高速隊に引き継ぐ。	

	<p>所及び状況、犯罪に起因する疑いの有無)</p> <p>(5) 変死者の住居、職業、氏名及び年令、不明の場合は人相、着衣、体格、性別、特徴及び推定年齢</p> <p>(6) 死亡の推定年月日時</p> <p>(7) 死体の現在場所及びその状況</p> <p>5 臨場して次の措置をとる。</p> <p>(1) 現場保存</p> <p>(2) 死体は原則として移動することなく、公衆の目に触れないよう覆いをする。</p> <p>(3) 第一発見者等参考人の確保</p> <p>(4) 所持金品等の盗難、滅失の防止</p> <p>(5) 届出人、現場に居合せた者から身元確認等の資料収集</p> <p>6 管轄警察署への引継ぎ等は隊長の指示を受けて行う。</p>		
10 火災時の措置	<p>1 隊長及び高速道路管理室へ速報する。</p> <p>2 現場に急行し次の措置をとる。</p> <p>車両火災</p> <p>(1) 交通規制（インターチェンジの交通規制を含む。）</p> <p>(2) 負傷者の救護</p> <p>(3) 現場保存及び盗難防止</p> <p>(4) 原因調査と調査結果の報告</p> <p>(5) 現場回復と交通障害の排除</p>	<p>高速道路管理室に速報する。</p> <p>関係高速隊に引き継ぐ。</p>	
施設火災（道路の法面を含む）	<p>(1) 交通規制</p> <p>(2) 負傷者の救護</p> <p>(3) 現場保存及び盗難防止</p> <p>(4) 第1発見者等参考人の確保</p> <p>(5) 群衆対策（高速道に立入る者等の整理規制）</p> <p>(6) 管轄警察署員の現場到着により、事後の措置を引き継ぐ。</p> <p>(7) 引継後の現場活動は、高速隊長の指示を受けて行う。</p>	同上	
11 現行犯人逮捕	<p>1 逮捕に際しては、次の要件を確認すること。</p> <p>(1) 犯罪事実</p> <p>(2) 犯人の特定</p> <p>(3) 現行犯の要件</p>	<p>1 県外事件</p> <p>(1) 交通法令違反事件（交通事故にかかわるものを除く。）の</p>	<p>逮捕手続書</p> <p>捜査報告書</p> <p>領置調書</p> <p>任意提出書</p> <p>捜索差押調書</p>

	<p>(4) 証拠の有無</p> <p>2 逮捕の現場における身体車両の捜検を徹底し、証拠物及び凶器の差押えを行う。</p> <p>3 常人から犯人の引渡しを受けた場合は、逮捕者の住所、氏名、逮捕の理由等を確認する。</p> <p>4 現行犯人（常人から現行犯人の引渡しを受けたときを含む。）は高速隊で処理するものを除き、隊長の指揮を受けて関係警察署の司法警察員に引致する。</p>	<p>現行犯人を逮捕したときは、所属の分駐隊へ引致する。</p> <p>(2) その他の現行犯人を逮捕したときは、関係高速隊に引き継ぐ。</p> <p>(3) 常人逮捕の犯人については関係高速隊に引き継ぐまで協力援助する。</p> <p>2 県内事件</p> <p>(1) 交通事故事件及び交通法令違反事件の現行犯人を逮捕したときは、所属の分駐隊へ引致する。</p> <p>(2) その他の現行犯人を逮捕したときは、県内最寄りの警察署へ引き継ぐ。</p>	<p>押収品目録交付書 参考人供述調書</p>
<p>12 緊急逮捕</p>	<p>現行犯人逮捕に準じて行う。</p>	<p>1 緊急逮捕に該当する事案を認知した場合は、直ちに高速道路管理室及び関係高速隊に通報するとともに、管轄県警察による逮捕行為に協力する。</p> <p>2 当該事案が、本県から及んでいることが明らかである場合には、緊急逮捕したのち、県内最寄りの警察署へ引き継ぐ。</p>	<p>同上</p>
<p>13 指名手配等被疑者の逮捕</p>	<p>1 指名手配及び指名通報被疑者を発見した場合は、警察本部捜査第一課に速報し、逮捕状の有効期間の確認</p>	<p>1 県外手配者を発見した場合には、前記緊急逮捕の県</p>	<p>同上</p>

	等指示を受け、現行犯人逮捕の処理要領に準じて行う。	外処理 1 に準じて措置する。 2 県内手配者を発見した場合には、前記緊急逮捕の県外処理 2 の要領により措置する。	
14 諸事相談の処理	1 軽微な事案は現場処理する。 2 複雑な事案又は継続措置を要するもの等現場処理が困難なものは、管轄警察署に引き継ぐ。	現場で処理できない事案は、関係高速隊又は高速道路管理室に引き継ぐ。	警察安全相談受理及び処理簿 必要により注意報告
15 要保護者、要救護者の取扱い	1 精神病患者、家出人、迷子、めいてい者 (1) 状況により、家族に引き渡す等現場処理する。 (2) 前号によりがたいときは、管轄警察署に引き継ぐ。 2 急病人等 (1) 急を要する場合は、最寄りの病院等へ収容の上、管轄警察署に引き継ぐ。 (2) その他のものは、速やかに管轄警察署に引き継ぐ。	同上	保護取扱簿
16 少年補導	1 犯罪少年、触法少年 (1) 年令の確認を行う。 (2) 管轄警察署に引き継ぐ。 2 ぐ犯少年、要保護少年、不良行為少年 (1) 現場補導を行う。 (2) 必要により管轄警察署に引き継ぐ。	同上	・捜査報告書 又は調査報告書 ・任意提出書 ・領置調書 ・ぐ犯少年発見報告書 ・触法少年発見報告書 ・不良行為少年補導票
17 サービスエリア等における表見的事犯の取締り ・小暴力事犯関係 ・麻薬、覚せい剤関係	1 軽微な事案は警告制止する。 2 事件処理の必要が認められる事案は、隊長に報告して指示を受ける。	事件処理を必要とする事案については、関係高速隊に引き継ぐ。	・注意報告書 ・現認報告書 ・捜査報告書 ・逮捕手続書 ・任意提出書 ・領置調書

<ul style="list-style-type: none"> ・銃砲刀剣類関係 ・火薬類高圧ガス関係等 			
18 警備情報その他各種の情報収集活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 日常勤務を通じて行う。 2 入手した情報は隊長に報告する。ただし急を要すると認められるものは速やかに本部主管課及び関係警察署に通報する。 	重要特異な情報又は執務上参考となる情報については、高速道路管理室又は関係高速隊に連絡する。	警備情報 注意報告
19 各種の事故防止上活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な現場指導又は現場規制を行う。 2 特異な事項は、隊長に速報し、指示を受けて措置する。(必要な事項は管理室又は道路管理者に通報する。) 	重要特異事項については、必要な措置をとるとともに、高速道路管理室及び関係高速隊に連絡する。	
20 警戒警護	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒警護については、その都度指示する。 	同上	

附 則

この通達は、平成20年3月19日から適用する。